

3. 改善活動と結果

3.1 優先課題の選定

自己点検・評価実施の結果、各部局より数多くの課題が挙げられた。これを受けて、全学自己点検・評価委員会（2015年度第2回、2016年度第2回開催）において、全学的に取り組むべき優先課題を下表のとおり選定した。

なお、優先課題はその内容に応じて各評価基準に関連する課題（基準別課題）と複数の評価基準に関連する課題（基準横断課題）の2種類があり、対応を開始する時期によってさらに大きく3つに区分けされる。1つ目に当該年度に優先課題として取組を実施するもの。2つ目に当該年度に課題として選定し、次年度以降に優先課題として取組を開始するもの。3つ目に当該年度末時点の状況（つまり年度末のチェックリスト実施結果）にもとづいて課題として選定し、次年度以降に優先課題として取組を開始する予定のものである。

全学的な優先課題の選定にあたっては、各部局または各部会より全学的な観点で対応が必要であると報告を受けた事項をはじめとして、認証評価結果で努力課題と指摘された事項、外部機関より求められている事項等を選定の基準とした。

3.1.1 基準別課題

1) 当該（2015）年度に優先課題として取組を実施するもの

SQ	実行主体／部局	優先課題および改善に向けた方向性（方法、要件等）	認証評価＜努力課題＞、 チェックリスト担当部局、担当部会のみでは解決が難しい事由、または外部機関より求められている事項	評価基準	整理番号
15-1	大学執行部	関連部署と連携を取り、2015年度内に学則変更を行う。	【評価結果より引用】 ＜努力課題＞ 「大学院学則」および「専門職大学院学則」に掲げられた大学院、専門職大学院における設置の目的において、学校教育法に掲げられている大学院・専門職大学院の目的と同一の文言が使用されており、貴大学固有の理念・目的を表現するものとなっていないので、改善が望まれる。	1	1-1W

15-2	全学自己点 検・評価委員 会	各学部・研究科における「教員組織の編制方針」（2014年度策定）について、全学的な方向性を定め、表現の統一等の考慮した改定を依頼する。改定後、大学ホームページに掲載する。	【部局報告書より引用】 ＜教育人間＞ 編制方針を、求められている要件に合うように改訂する必要があるが、各局のみの編制方針だけで運用できるかどうか不明である。	3	3-12U 3-12G
15-5	各研究科 (博士後期 課程)	全研究科の博士後期課程において、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムを検討し、2018年度博士後期入学生までに適用する。 2018年度入学生向けの開講科目についてシラバスが作成され、時間割上でも確認できる状態とする。	【評価結果より引用】 ＜努力課題＞ 全研究科の博士後期課程において、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。 【部局報告書より引用】 ＜文＞ コースワークの設定については、これが真に必要なかを含め、研究科ごとの事情を踏まえて十分論議した上で、全学としての方針を決定する必要がある。	4-2	4-2-3D
15-6	各学部	科目ナンバリングについて、2015年7月13日開催の学部長会にて了承された内容によって、各学部にて実施する。	【部局報告書より引用】 ＜文＞ 科目ナンバリングの設定については、これが真に必要なかを含め、学部・学科ごとの事情を踏まえて十分論議した上で、全学としての方針を決定する必要がある。	4-2	4-2-5U 4-2-5M 4-2-5D

15-7	国際政治経済学部	2017年度入学者までに 対応する。	<p>【評価結果より引用】</p> <p><努力課題></p> <p>1年間の履修登録できる単位数の上限について、文学部フランス文学科の2年次で52単位、国際政治経済学部の4年次で54単位、総合文化政策学部の4年次で52単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。</p> <p>⇒文学部フランス文学科および総合文化政策学部においては2015年度入学者より対応済み</p>	4-3	4-3-3U1
15-8	各学部	2018年度対象者までに 対応する。 ※認証評価結果における努力課題としての指摘は文、教育のみであるが、全学部において、自己点検・評価を行った結果「×」の場合は優先課題として取り扱う。	<p>【評価結果より引用】</p> <p><努力課題></p> <p>文学部英米文学科、教育人間科学部教育学科において、両学科とも各年次に44～48単位と1年間の履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、編・転入後、2年間に限り、最大56単位まで履修できるので、改善が望まれる。</p>	4-3	4-3-3U2
15-9	全学教務委員会	全学教務委員会を主体とし、関連部署と調整のうえ、2016年度シラバスに反映できるよう2016年度向けのシラバス入稿マニュアルを改訂する。	<p>【評価結果より引用】</p> <p><努力課題></p> <p>全学的にシラバスについて、成績評価方法・基準が明らかでないものが散見されるため、改善が求められる。</p>	4-3	4-3-5W

15-10	全学自己点 検・評価委員 会	<p>全学教務委員会および専門職大学院各研究科において、シラバスの内容の適切性について、担当教員以外の第三者がチェックする体制および第三者の職務内容を検討し、2016年度に使用するシラバスについて実施可能かどうか検討を依頼する。</p> <p>※「第三者」とは、担当教員以外の者をいう。ただし、単なる編集上のチェックをする者ではなく、当該学部等及び研究科のカリキュラムポリシーに基づき、シラバスの記載内容の改善等を担当教員へ要望することについて、組織的に認められている者であること。</p>	<p>【部局報告書より引用】</p> <p><総合文化政策> そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で統一的に考えて欲しい。</p> <p><青山スタンダード> シラバスの内容の適切性や授業内容の検証については、検証する際のルールや基準等が示されなくてはならないが、現時点で大学全体としての方針等は明示されていない。よって運用も含め、全学的な方針に従いたい。</p> <p>【外部機関より求められている事項】</p> <p><文部科学省・日本私立学校振興・共済事業団> 平成27年度私立大学等改革総合支援事業 調査タイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」(教育の質的転換)</p> <p>シラバスの記載内容が適正か否かについて、担当教員以外の第三者がチェックしていますか。</p>	4-3	4-3-6U1 4-3-6G1 4-3-6A1
-------	----------------------	---	--	-----	-------------------------------

15-11	全学自己点 検・評価委員 会	各学部・研究科(専門職 除く)・青山スタンダード教 育機構において、「授業改 善のための学生アンケー ト」結果等を共有し、シラ バスに基づいた授業が行 われているかどうか等を検 証のうえ、授業の改善に 向けた取り組みを行う。そ の状況を全学 FD 委員会 へ報告する体制整備につ いて検討を依頼する。専 門職大学院各研究科にお いて、シラバスに基づいた 授業が行われているかど うか等を検証し、授業の改 善に向けた取り組みを組 織的に展開できるよう検討 を依頼する。	【部局報告書より引用】 ＜総合文化政策＞ そのような会議体が本学には無く、手 続きの明文化とともに大学全体で統 一的に考えて欲しい。 ＜青山スタンダード＞ シラバスの内容の適切性や授業内容 の検証については、検証する際のルー ルや基準等が示されなくてはならな いが、現時点で大学全体としての方針 等は明示されていない。よって運用も 含め、全学的な方針に従いたい。	4-3	4-3-6U3 4-3-6G3 4-3-6A3
15-12	該当研究科	2015 年度大学院要覧よ り対応しているため、以 降内容については毎年 検証し、最新のものを明 記する。	【評価結果より引用】 ＜努力課題＞ 文学研究科において、フランス文学・語 学専攻を除き、特定の課題についての 研究成果の審査基準が明文化されてい ないので、課程ごとに『大学院要覧』な どに明記するよう、改善が望まれる。 ⇒文学研究科、教育人間科学研究科に おいて、2015 年度大学院要覧より対応 済み	4-4	4-4-3M
15-13	論文審査に より学位を 授与する全 研究科	2015 年度大学院要覧よ り対応しているため、以 降内容については毎年 検証し、最新のものを明 記する。	【評価結果より】 ＜努力課題＞あり 国際マネジメント研究科および会計 プロフェッション研究科において、学 位論文審査基準が明文化されていな いので、課程ごとに『大学院要覧』な どに明記するよう、改善が望まれる。	4-4	4-4-3G

15-14	理工学部	<p>各学部において、2016年度以降は適正になるよう対応する。</p> <p>※認証評価結果における努力課題としての指摘は理工のみであるが、全学部において自己点検・評価を行った結果「×」の場合は優先課題として取り扱う。</p>	<p>【評価結果より引用】</p> <p><努力課題></p> <p>収容定員に対する在籍学生数比率について、法務研究科で 0.41 と低く、理工学部機械創造工学科で 1.24、社会情報学研究科博士後期課程で 2.33 と高いので、改善が望まれる。</p>	5	5-6U3
15-15	<p>経済学研究科（博士前期・博士後期）</p> <p>法務研究科</p> <p>会計プロフェッション研究科（専門職）</p>	<p>各研究科において、2016年度以降は適正になるよう対応する。</p> <p>※認証評価結果における努力課題としての指摘は社情、法務のみであるが、全研究科において自己点検・評価を行った結果「×」の場合は優先課題として取り扱う。</p>	<p>【評価結果より引用】</p> <p><努力課題></p> <p>収容定員に対する在籍学生数比率について、法務研究科で 0.41 と低く、理工学部機械創造工学科で 1.24、社会情報学研究科博士後期課程で 2.33 と高いので、改善が望まれる。</p>	5	5-8G
15-17	(利益相反及び研究教育倫理委員会)	<p>（「青山学院大学公的研究費の運営、管理及び監査の実施体制に関する規則」（2015年3月26日理事会承認）、「青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則」（2015年3月26日理事会承認）制定済み）</p>	<p>【評価結果より引用】</p> <p><努力課題></p> <p>研究活動の不正行為への対応について、規程等がないので、改善が望まれる。</p>	7	7-3W11

15-18	政策・企画部	第3期認証評価における大学基準（大学基準協会策定）（現状未発表）に注視し、関連部署と改善の方向性を検討する。	【評価結果より引用】 ＜努力課題＞ 相模原キャンパスの万代記念図書館において、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。	7	7-5W
15-19	庶務部 政策・企画部	庶務部および政策・企画部において、執行部と相談のうえ、管理運営方針（案）を策定する。 2015年度中に、全学自己点検・評価委員会にて附議、および学部長会にて報告する。	（管理運営方針の策定されていないため）	9-1	9-1-1W
15-20	政策・企画部	今後設置予定の大学ガバナンス改革推進委員会（仮称）を責任主体とすることで対応する。 事務組織・SDについては、総局長および本部人事部にも協力を依頼する。	（管理運営を検証するための会議体・手続きの明文化がされていないため）	9-1	9-1-6W1
15-21	庶務部	執行部と相談のうえ、管理運営方針（案）を策定する。 2015年度中に、全学自己点検・評価委員会にて附議、および学部長会にて報告する。	（管理運営方針の策定されていないため）	9-2	9-2-1W

15-22	庶務部経理課 政策・企画部	庶務部経理課（場合により本部財務部と連携）および政策・企画部において、責任主体を明確にした規程を整備のうえ、責任主体において中・長期的な財政計画を策定する。	（管理運営を検証するための会議体・手続きの明文化がされていないため）	9-2	9-2-2W1 9-2-4W
15-23	全学自己点検・評価委員会	全学的内部質保証システムの運用ルールの根拠となる自己点検・評価関連規則の改正を行う。	【評価結果より引用】 ＜努力課題＞ 内部質保証の体制について、「自己点検・評価規則」「自己点検・評価委員会規則」に基づき、3年ごとに『自己点検・評価報告書』が作成されているものの、毎年行うこととなっている自己点検・評価は各教授会、委員会などでの個別的な事項の検討には取り組んでいるが、学部・研究科として、または、全学として、組織的、網羅的な形での自己点検・評価活動は行われておらず、～	10	10-2W

2) 当該（2015）年度に課題として選定し、次（2016）年度以降に優先課題として取組を開始するもの

SQ	実行主体／部局	優先課題および改善に向けた方向性（方法、要件等）	認証評価＜努力課題＞、チェックリスト担当部局、担当部会のみでは解決が難しい事由、または外部機関より求められている事項	評価基準	整理番号
15-3	—	全学的な方向性を定めて、方針の改定を行う。（詳細未定） ※文部科学省より、アドミッションポリシーについてのガイドライン	【評価結果より引用】 ＜努力課題＞ 全学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法に関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。	4-1	4-1-2U 4-1-2M 4-1-2D 4-1-2P

15-4	—	が 2015 年度中に提示されるため、2016 年度にアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを併せて対応予定。	【部局報告書より引用】 <文> ポリシーは設定されているが、全学部・研究科に改善が要請されている。全学の問題なので、学部・学科のみで対応することは難しい。		4-1-1U 4-1-1M 4-1-1D 4-1-1P
15-16	—			5	5-1U 5-1G

3) 当該 (2015) 年度末時点の状況 (年度末のチェックリスト実施結果) にもとづいて課題として選定し、次 (2016) 年度以降に優先課題として取組を開始する予定のもの

SQ	実行主体/部局	優先課題および改善に向けた方向性 (方法、要件等)	認証評価<努力課題>、 チェックリスト担当部局、担当部会のみでは解決が難しい事由、または外部機関より求められている事項	評価基準	整理番号
16-2	全学 FD 委員会	大学全体としての補習教育の体制を検討する。	【部会報告書より引用】 <学生支援部会> この項目は各学部・研究科ごとに確認されるもので、全学 FD 委員会の関連規則に学生支援に関する条文の明文化も進んでいない。	6	6-2W2

3.1.2 基準横断課題

1) 2015 年度に優先課題として取組を実施するもの

SQ	実行主体／ 部局	優先課題および 改善に向けた方向性 (方法、要件等)	認証評価<努力課題>、 チェックリスト担当部局、担当部会 のみでは解決が難しい事由、または外部 機関より求められている事項	評価 基準	整理 番号
15-24	庶務部	大学が所管している規則のうち、旧キャンパスおよび旧部署表記部分について一斉に改正の手続きを行う。	—	全基準、全項目	
15-26	庶務部 政策・企画部	庶務部および政策・企画部において、各基準の検証会議体について現行関連規則（学則、大学院学則、専門職大学院学則、教授会及び専任教授会規則、自己点検・評価関連規則等）にて対応可能か検討し、必要に応じ関連規則の改正を行う。	【部局報告書より引用】 <総合文化政策> そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で統一的に考えて欲しい。	1	1-5U 1-5G
			【部局報告書より引用】 <総合文化政策> そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で統一的に考えて欲しい。	2	2-3U1 2-3G1

			<p>【部局報告書より引用】</p> <p><教育人間></p> <p>会議体と手続きを明文化することが必要であるが、大学全体として明示された方針がないので、その策定が必要である。</p> <p><総合文化政策></p> <p>そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で统一的に考えて欲しい。</p>	3	<p>3-11U1</p> <p>3-11G1</p>
			<p>【部局報告書より引用】</p> <p><教育人間></p> <p>会議体と手続きを明文化することが必要であるが、大学全体として明示された方針がないので、その策定が必要である。</p> <p><総合文化政策></p> <p>そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で统一的に考えて欲しい。</p>	4-1	<p>4-1-5U1</p> <p>4-1-5M1</p> <p>4-1-5D1</p> <p>4-1-5P1</p>
			<p>【部局報告書より引用】</p> <p><教育人間></p> <p>会議体と手続きを明文化することが必要であるが、大学全体として明示された方針がないので、その策定が必要である。</p> <p><総合文化政策></p> <p>そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で统一的に考えて欲しい。</p>	4-2	<p>4-2-6U1</p> <p>4-2-6M1</p> <p>4-2-6D1</p> <p>4-2-6P1</p>

			<p>【部局報告書より引用】</p> <p><教育人間></p> <p>責任体制の明確化と手続きの明文化を図る必要がある。特に責任体制については、全学的には明示されたものがないので、その策定が必要である。</p>	4-4	4-4-5U
			<p>【部局報告書より引用】</p> <p><総合文化政策></p> <p>そのような会議体が本学には無く、手続きの明文化とともに大学全体で統一的に考えて欲しい。</p>	5	5-9U1 5-9G1
15-27	学生支援部会	<p>学生支援部会より以下のとおり、「障がい学生への支援」策定について報告があった。「障がいのある学生の受け入れ」についても当該方針内で言及するよう、学生支援部会内で教育支援課を中心に入試委員会（入学広報部）等関連部局と調整のうえ、策定する。</p>	<p>【部局報告書より引用】</p> <p><教育人間></p> <p>障がいのある学生への支援に関する方針は、大学全体として明示されたものがない。まず方針の策定が必要。</p> <p><地球社会共生></p> <p>「障がいのある学生の受け入れ方針」との整合性を判断するにあたり、大学全体としての方針が明示されることが望まれる。</p> <p>【部会報告書より引用】</p> <p><学生支援部会></p> <p>・「障がい学生への支援」については教育支援課作成の案を待って検討する予定だが、①精神障がいへの支援も含まれる内容に、②障がい学生を授業等で受け持つ教員側への支援も含めて欲しい、等の意見あり。</p>	5	5-9U1 5-9G1

15-28	全学自己点検・評価委員会	<p>チェックリスト担当部局、部会からの意見等を踏まえ、次年度に向け全学的内部質保証システムの改善を行う。</p> <p>その一環として、各種方針の修正や新たな部会の設置への検討を行う。</p>	<p>【部会報告書より引用】</p> <p><学生支援部会></p> <p>・今回示されている方針に対しては、</p> <p>①個別具体的(過ぎる)記述への疑問、</p> <p>②教職課程(委員会)の担当範囲と乖離していて評価が困難(教職課程委員会)、③方針というより「業務そのもの」(保健管理センター運営委員会)、④上部3行には合致すると評価できるが、下部の方針はチェック項目を含めて満たすのは困難(国際交流委員会)、⑤チェック項目とは整合性がとれていない(学生相談センター運営委員会)、等の意見があり、今後、各委員会で検討の上、適宜手続きを進め、上位の委員会に附議する。</p>	6	6-10W
			<p>【部会報告書より引用】</p> <p><教育研究等環境部会></p> <p>チェックリスト担当部局としての評価は「×」であり、部会で検討の結果、委員会規則を制定対応しているが、十分に機能していないことや評価基準の明確化について自己点検・評価委員会に報告する。</p>	7	7-9W
				8	全項目
			<p>【部局報告書より引用】</p> <p><総合文化政策></p> <p>学部長、学科主任、教務主任、専攻主任、宗教主任等に関しては、職制規則に定められているが、他の諸委員については、内規等はない。</p>	3	3-2U 3-2G

2) 2015 年度に課題として選定し、2016 年度以降に優先課題として取組を開始するもの

SQ	実行主体／ 部局	優先課題および 改善に向けた方向性 (方法、要件等)	認証評価<努力課題>、 チェックリスト担当部局、担当部会 のみでは解決が難しい事由、または 外部機関より求められている事項	評価 基準	整理 番号
15-25	—	<p>全部局において、当該部局が所管している規則のうち、自己点検・評価の際に根拠資料としたものについて、現状と齟齬があり、規則改正が必要な場合について、その改正手続きを行う。</p> <p>※規則に際し、現状を改める場合はこの限りではない。</p>	—	—	—

3.2 優先課題の実行

全学的に取り組むべきものとして選定された優先課題について、2015年度第2回全学自己点検・評価委員会(2015.7.25開催)より各実行部局へ年度内到達目標の設定、計画立案および実行を依頼した。

その後、立案された計画をもとに改善の取組を実施したものについて、2015年度第6回全学自己点検・評価委員会(2016.3.28開催)において下表のとおり取組の結果が報告された。

3.2.1 基準別課題に関する改善活動と結果

SQ	実行部局	対応年度	年度内到達目標	達成度 自己評価	現状の詳細説明	改善点と その方策
15-1	大学執行部	2015	「大学院学則」および「専門職大学院学則」で規定している大学院および専門職大学院の設置目的を、本学固有の理念・目的を表現するものとなるよう改正する。	達成 見込み	他大学調査等を踏まえて改正案を作成し、法務課への事前相談および形式審査を行った。その後改廃手続きに則り、2015年11月9日および30日開催の研究科長会に改正案を附議し、研究科教授会および大学院委員会において意見聴取が行われ、常務委員会における協議を経、理事会の承認を待つのみとなっている。	次の見直しの際には、大学学則および課程ごとの設置目的との整合性を検証する必要がある。
15-2	全学自己点検・評価委員会	2015	各学部・研究科における「教員組織の編制方針」の表現の統一を行い、大学ウェブサイトで公表する。	達成 見込み	各学部・研究科に改定依頼を行い、各々から改定が提出された。一部の未提出学部・研究科については、3月上旬を目途に改定作業を依頼し直している。年度内の大学ウェブサイトでの公表に向け、ウェブサイト担当との打合せを行う予定である。	表現の統一については、まだ多少のばらつきが散見されることから、今後は毎年の見直しの中で、さらに統一を図れるようにしていく必要がある。

15-5	文学研究科	2015 ～ 2017	コースワーク、 リサーチワーク を組み合わせた カリキュラムに 関し、各専攻に おいて各々の現 状と対照しつ つ、問題の本質 を理解する。	達成 見込み	各専攻科で後期課程の現状 と今後の課題について検討 し、文書にまとめて専攻主 任会に提出した。それに基づき、専攻主任会で意見交換を行い、課題を整理した。	認識の共有と制度 設計。
15-5	教育人間科学研究科	2015 ～ 2017	博士後期課程に おけるコースワ ーク、リサーチ ワークを組み合 わせたカリキュ ラムを構築す る。	達成 見込み	教育学専攻博士後期課程に おいては、2016年1月まで は実行計画通りに実行し た。2月以降、教育学専攻後 期課程委員会・専攻分科会 においてカリキュラムの基 本構想について協議し、そ の内容を3月に研究科教授 会で審議・検討する。年度 内の目標は達成見込みであ る。心理学専攻博士後期課 程では、古くから当該課程 の学生に博士前期課程に開 講している科目である「心 理学研究法演習」Ⅰ、Ⅱ（各 半期）および「臨床心理基 礎実習」Ⅰ、Ⅱ（各半期）、 「臨床心理実習」Ⅰ、Ⅱ（各 半期）を受講するように指 導しており、学生はその指 導に従って、着実に実力をつ けている。	教育学専攻博士後 期課程では、2017 年度カリキュラム に向けて、具体的に カリキュラム原案 を作成する。心理学 専攻博士後期課程 では、現状の詳細を 実際のカリキュラ ムに反映させると なると、いくつかの 検討必要事項が残 る。臨床系の学生と 実験系（非臨床系） の学生のカリキュ ラムを別建てにす るのか否かがその 一つである。実例を 挙げれば、臨床系と 非臨床系の両方の 学生が履修できる 科目としては、「心 理学研究法演習」 Ⅰ、Ⅱ（各半期、各 2単位）があり、3 年間で12単位を履 修することになる。 その一方で、臨床系

						の学生しか履修できない科目として、「臨床心理基礎実習」Ⅰ、Ⅱ（各半期、各1単位、3年間で6単位）、「臨床心理実習」Ⅰ、Ⅱ（各半期、各1単位、3年間で6単位）が挙げられる。その他に、 Technical Writing 案、学部生への卒論助言の単位化などの案もある。
15-5	経済学 研究科	2015 ～ 2017	(年度内到達目標の設定を保留)	—	—	—
15-5	法学 研究科	2015 ～ 2017	リサーチワークとコースワークの組み合わせの在り方を検討し、決定する。	達成 見込み なし	しかしながら、現在、すでに導入済みのビジネス法務専攻に加えて、私法・公法専攻のドクターコースにおいてもコースワークを導入すべきか否かについて、研究科としての方針が見いだせていない。	検討の過程で、コースワーク導入は、大学院教育のありかたの根幹にかかわる重大な問題であることが明らかになったので、今後、慎重に検討を重ねていく。

15-5	経営学 研究科	2015 ～ 2017	コースワークとして実施されるべき科目を具体的に選別し、コースワークとリサーチワークとの組み合わせ、単位配分方法、必修・選択必修等のバランスについて検討する。	達成 見込み	コースワークとして実施されるべき科目を具体的に選別し、コースワークとリサーチワークとの組み合わせ、単位配分方法、必修・選択必修等のバランスについて、現在具体的に検討中である。	コースワークの必要性と、今後の有効性に関し、改めて確認することができた。次年度は、主・副専攻制と併せて検討されるべき課題である。
15-5	国際政治経済学 研究科	2015 ～ 2017	リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムの検討を開始する。	目標 達成	2015年度国際政治経済学研究科第17回教授会にて、検討方法について協議を開始することが決定された。	特になし
15-5	理工学 研究科	2015 ～ 2017	目標達成のために、他大学の実施状況などを調査し、具体的な実施方法を策定する。	達成 見込み	本件については、理工学研究科コース主任会議の検討により原案が作成され、各コースの承認を得ている。2015年度中に理工学研究科内の関係会議の承認を得て、2017年度の学則に反映させる予定である。なお、2016年度の学則変更には間に合わなかった。	2016年度には、2017年度の学則変更を行う。

15-5	社会情報学 研究科	2015 ～ 2017	(未回答)			
15-5	会計プロ フェッ ション研 究科	2015 ～ 2017	リサーチワーク とコースワーク との具体的な組 み合わせの(案) を検討し、決定 する(特に、適切 なコースワーク を課すなど)。	達成 見込み	博士後期課程教務主任会に おいて、適切なコースワ ークとは何か、他研究科や他 大学の情報等も収集しつ つ、検討中である。	特になし
15-6	各学部	対 応 中	—	—	—	—
15-7	国際政 治経済 学部	2015 ～ 2016	学部における1 年間に履修登録 できる単位数の 上限を50単位未 満に設定した (2015年2月6 日の主任会で決 定) ことを2016 年度授業要覧に 記載する	目標 達成	2016年度授業要覧の原稿に 反映済み	特になし

15-8	文学部	2015	学部における編入学・転学部・転学科生の「最高履修制限単位」の緩和規定を撤廃する。	目標達成	<p>各学科分科会で授業要覧から緩和規定を削除することを決定。</p> <p>2015年12月9日の第15回文学部教授会で、学部における編入学・転学部・転学科の「最高履修制限単位超過規定」の廃止を決定。</p> <p>2016年2月20日の第18回文学部教授会で、次の5学科の内規を改正。以下は改正後の内規名称。</p> <p>「文学部英米文学科編入学又は転学部・転学科学生の既修得単位の認定等に関する内規」</p> <p>「文学部フランス文学科編入学又は転学部・転学科学生の既修得単位の認定等に関する内規」</p> <p>「文学部日本文学科編入学又は転学部・転学科学生の既修得単位の認定等に関する内規」</p> <p>「文学部史学科編入学又は転学部・転学科学生の既修得単位の認定等に関する内規」</p> <p>「文学部比較芸術学科編入学又は転学科学生の既修得単位の認定等に関する内規」</p>	特になし
------	-----	------	--	------	---	------

15-8	教育人間科学部	2015	<p>2018年度までに優先課題を達成するためには、2017年度の編入学・転学部・転学科生から、最高履修制限単位数の変更を適用する必要がある。そのためには、2016年度の早い段階で、周知を行うことが望ましい。それゆえ、2015年度中に、最高履修制限単位の修正について、学部教授会として承認を得る必要がある。これが、年度内の目標となる。</p>	目標達成	<p>実施スケジュールに沿って進めた結果、すべての日程を前倒しで行うことができた。具体的な進展状況は、次の通りである。</p> <p>2015年11月11日：教育学科分科会での見直しの決定（根拠資料参照）</p> <p>2015年11月25日：教育人間科学部教授会での見直しの承認（根拠資料参照）</p> <p>2015年12月以降：学部長会への報告ならびに関連部署への周知</p> <p>2016年2月：「教育人間科学部編入学又は転学部・転学科学生の単位認定等に関する内規」一部改正案の承認</p>	特になし
15-8	国際政治経済学部	2015	<p>「国際政治経済学部編入学及び転学部学生の既修得単位の認定等に関する内規」第3条3項を改正した上で、その内容を2016年度授業要覧に反映させる</p>	目標達成	<p>2015年11月11日第12回国際政治経済学部教授会にて改正（「2015年度第12回国際政治経済学部教授会記録」協議事項3.）</p> <p>2016年度授業要覧の原稿に反映済み</p>	特になし

15-9	全学教務委員会	2015	「講義内容（シラバス）入稿システムマニュアル〈教員用〉2015.11改訂版」作成	目標達成	<p>マニュアルの変更内容（ポイント）</p> <p>①評価方法・基準の明示 【成績評価方法/Method of evaluation】の説明について、‘成績評価の「方法」と「基準」、「割合(%)」を具体的に示してください’と明記して、具体的な記入例として、5件を記載した。</p> <p>②出席点 評価に出席点を含めない点について、ふさわしくない事例をあげて注意を促した。</p>	<p>今後の対応については、適宜マニュアルを修正するとともに、シラバスの内容の適切性について検証する委員会等（第三者チェック）で確認を行う予定である。</p> <p>なお、シラバスの内容の適切性の視点としてあげられている【事前学習】【事後学習】の必須入力については、今回のマニュアル修正で対応済である。</p>
15-10	全学自己点検・評価委員会	2015	全学教務委員会および専門職大学院各研究科において、シラバスの内容の適切性について、担当教員以外の第三者がチェックする体制および第三者の職務内容を検討し、2016年度に使用するシラバスについて実施可能かどうか検討を依頼する。	達成見込みなし	<p>2015年10月に学部・研究科については全学教務委員会（以下、委員会とする。）へ、専門職大学院については各研究科の全学自己点検・評価委員を通じ依頼を行った。</p> <p>学部研究科については全学教務委員会にて検討がなされたが、第6回委員会にて検討の場を全学FD委員会に移すよう全学自己点検・評価委員会へ依頼することが確認された。</p> <p>専門職大学院各研究科については年度末までに検討結果を提出する予定である。</p>	<p>2016年度シラバスについての第三者チェックについては実施が難しい場合は、次年度以降も優先課題とする必要がある。</p>

15-11	全学 自己点 検・評 価委員 会	2015 ～ 2016	シラバスに基づいた授業実施の検証方法および結果報告の体制整備について検討を依頼する。	達成 見込み なし	専門職大学院を除く研究科については、学部への依頼と統一して行うこととし、 2015年10月に、学部・研究科（専門職除く）・青山スタンダード教育機構について全学FD委員会に依頼を行った。専門職大学院については各研究科の全学自己点検・評価委員を通じて研究科長宛に依頼を行った。 全学FD委員会および専門職大学院各研究科からは3月中旬に検討結果を報告する予定である。	2015年度中の体制整備が難しい場合は、次年度も引き続き優先課題とする必要がある。
15-12	—	対 応 済 み	—	—	—	—
15-13	—	対 応 済 み	—	—	—	—

15-14	理工学部	2015	<p>理工学部全体では、1.13倍となっており基準以内であるが、機械創造工学科は1.21倍と、0.9～1.20倍の基準を超えている。全学科が基準内となることを目指す。</p>	目標達成	<p>理工学部全体で収容定員充足率を基準以内とするために、2016年度入試では新年度直前まで補欠合格者を出すことができるようにした。これによって、予め多くの補欠合格者を出すことなくとも収容定員を確保できるようになり、収容定員充足率が高くなりすぎることを抑えることが期待される。機械創造工学科の充足率が基準を超えていることについては、意欲のない学生と保証人を交えて話し合いを積極的に行った。この結果、2016/01/1現在の収容定員充足率は1.19倍に低下し、0.9～1.20倍の基準を満足している。</p>	<p>2016年度入試においては、過剰な補欠合格者を出さないように努め、収容定員充足率を基準以内に収めるように努める。</p> <p>また、意欲のない学生による収容定員充足率の増加を抑えるために、保証人へ連絡を取り、学生を指導する。</p>
15-15	経済学研究科 (博士前期・博士後期)	2015	(年度内到達目標の設定を保留)	—	—	—

15-15	法務研究科	2015	<p>在籍学生数比率が適正な数値となるという課題を達成するため、現在の数値にとどまる要因の分析および改善策の検討を行い、課題達成のための方策を決定し、今年度実現可能な方策については実行に移す。</p>	目標達成	<p>課題達成のための方策として、第一に、追加入試の可能性を検討し、2016年1月31日2年コース（既修者）の追加入試を実施した。第二に、入学定員の大幅な削減も検討、調整している。</p>	<p>次年度については、入学定員の削減を実現に向けて調整する。また、今年度の追加入試を恒常化して、入試機会を増やす。法務研究科の在籍学生比率が現状に留まる要因には、本研究科独自のもののみならず、法科大学院全体に関わるものがあり、また、法科大学院は入学者の質の確保という観点から一定の競争倍率も求められる状況であり、在籍学生比率の抜本的改善という課題を達成することは必ずしも容易ではない。そのような中で、本研究科においてどのような方策が可能か、引き続き検討する。</p>
-------	-------	------	--	------	--	--

15-15	会計プロフェッション研究科 (専門職)	2015	受験生向けの入試説明会、その他の募集活動を強化する(会計専門家に対する需要が上向くまで、これを、毎年継続する)	達成見込み	<p>1 夜間開講科目の充実により、2015年度の新規入学者数は前年に比べ大幅に増加(24名⇒40名)しており、直近でも相当数の入学予定者を確保している。</p> <p>2 初学者向けに「会計プロフェッションはじめてセミナー」を開催するほか、通常の入試説明会のほかに「社会人向け説明会」や「個別説明会」を随時開催し、外部に向けたPR活動を積極的に実施した。また、本年度は、ホームカミングデー(9/23)に「賢い経営者のための会計・税務知識」を出講した。</p>	<p>1 2016年度入学予定者は、15年度より相当程度増加する見込みであり、今年度実施した夜間開講科目の充実施策について、その円滑な定着に注力する。</p> <p>2 今後とも、社会人が受講しやすいように、受講環境の整備(厚労省給付金の支給対象となるよう努力)に一層努めるとともに、研究科ホームページの更新によりfacebookやyoutubeを活用し、大学生にも会計専門職の魅力を分かりやすく伝えるような取組みを図るなど、広報施策の充実を図る。</p> <p>3 留学生向けの説明会を開催する。</p>
15-17	(利益相反及び研究教育倫理委員会)	対応済み	—	—	—	—

15-18	政策・企画部	2015	第3期認証評価における評価基準（大学基準協会策定、現在未発表）に注視しつつ、関連部署と改善の方向性を検討する。	達成見込みなし	第3期認証評価における評価基準が、現時点では公表されていないため対応を開始していない。	2016年度以降も引き続き、大学基準協会の動向に注視しつつ、第3期認証評価における評価基準に沿った改善の方向性を検討していく。
15-19	庶務部 政策・企画部	2015	管理運営方針(管理運営部分)の策定	達成見込み	新執行部への交代に伴い、スケジュールに遅れが生じたが、学長のリーダーシップのもと、教育研究の充実を図り、迅速な意思決定をするための管理運営方針(案)の策定については、達成する見込みである。	管理運営方針については、必要に応じて見直しを検討する。
15-20	政策・企画部	2015	大学全体の管理運営の責任主体の一つに、大学ガバナンス改革推進委員会(仮称)を定める。また、大学を超えて検証が必要な事務組織やSDについては、総局長および本部人事部長にも協力を依頼する。	達成見込みなし	2015年度内に大学ガバナンス改革推進委員会(仮称)が開催されなかったため、当委員会を管理運営の責任主体として定めることは出来なかった。 大学に係る事務組織の検証方法は、内部質保証システムの趣旨説明を総局長に行った上で、人事部および監査室へ内部質保証システムへの参加協力依頼を総局長を通じて行った。 SDへの取り組みについては、学長から全学FD委員会への諮問(2015.11.10)を受け、大学内で取り組むことを想定して人事部への依頼は行わなかった	執行部交代に伴い、改めて大学ガバナンス改革推進委員会(仮称)開催の趣旨を確認した上で、本委員会を大学全体の管理運営主体の一つとするか再度検討することが必要である。 大学に係る事務組織の検証方法は、今後、人事部および監査室と調整を行う。 SDへの取り組みについては、全学FD委員会からの答申等を踏まえて対応を検討する。

15-21	庶務部	2015	管理運営方針(財務部分)の策定	達成見込み	新執行部への交代に伴い、スケジュールに遅れが生じたが、財務に関する意思決定プロセスや権限・責任を踏まえた管理運営方針(財務部分)(案)の策定については、達成する見込みである。	管理運営方針(財務)については、必要に応じて見直しを検討する。
15-22	庶務部 経理課 政策・企画部	2015 ～ 2016	大学財務委員会規則(仮)の制定	達成見込みなし	新執行部への交代に伴い、スケジュールの遅れが生じた。新しい財務委員会・予算委員会についての方向性は確認できたが、大学財務委員会規則(仮)の制定と教育研究計画に対する中・長期的な財政計画の策定は、未達成である。	新執行部と次年度のスケジュールやそれぞれの委員会の関係性を整理し、規則の制定を目指す。さらに、中・長期的な財務計画について新たな体制を検討・整備の上策定していく。
15-23	全学 自己点検・評価委員会	2015	「青山学院大学自己点検・評価規則」および「青山学院大学自己点検・評価委員会規則」を、全学的内部質保証システム運用の根拠となるよう改正する。	達成見込み	2015年7月25日開催の全学自己点検・評価委員会にて、規則改正(案)の概要を審議し、承認された。その内容を以て、具体的な規則文案に落とし込むべく法務課とのやりとりを行い、12月2日開催の全学自己点検・評価委員会および4～9日開催のメール形式の会議にて改正案を審議し、承認された。その後、2015年12月14日学部長会、2015年12月・2016年1月開催の各学部・研究科教授会を経て、引き続き改正手続きに則り進捗している。	特になし

3.2.2 基準横断課題に関する改善活動と結果

SQ	実行 部局	対応 年度	年度内到達目標	達成度 自己 評価	現状の詳細説明	改善点とその方策
15-24	庶務部	2015	事務組織検討WGの答申の報告をもとに、大学執行部と方向性を検討する。事務組織の方向性が確立したら、改正対象となる規則を洗い出しを実行する。	達成 見込み なし	第二次事務組織等検討プロジェクト答申において、学費関連業務の移管（本部財務部から大学庶務部庶務課）のみが提案され実行に移されることになった。 事務局長から、それ以外は、現状のままで事務運営を行うという報告が2015年11月末にあった。 これを受けての洗い出し作業を計画していたが、他の業務と重なり、着手することができなかった。	規則の旧キャンパスや所管部署等の書き改めについて、4月以降洗い出し作業から、実行する。
15-26	庶務部 政策・ 企画部	2015	内部質保証システムにおける各基準の検証会議体について、現行関連規則で対応可能か検討し、必要に応じ関連規則の改正を行う。	達成 見込み	2015.10～2016.2 各基準の検証会議体となりうる規則の確認をし、規則改正を伴わないかたちで各基準における検証会議体および規則の該当箇所を明示した対応表を作成した。 2016.3 内部質保証の改善（優先課題28）の一環として、内部質保証WGに意見を求める予定。 2016.3.28 全学自己点検・評価委員会に諮る。	特になし

15-27	学生支援部会	2015	「障がいのある学生への支援に関する方針」の策定	達成 見込み	<p>2015年7月、第1回学生支援部会で検討、審議（「生活支援」は要修正、「障がい学生支援」は学務部教育支援課が案を作成）。</p> <p>2015年9月、第2回学生部委員会で「生活支援」の修正案を承認、決定。</p> <p>2015年12月2日 第2回学生支援部会で検討、審議（「生活支援」「障がい学生支援」は種々意見が出て承認に至らず）。「生活支援」は、2016年2月第3回学生部委員会で再修正案を承認、決定。「障がい学生支援」は、学務部教育支援課で検討し、修正案を作成。2016年3月3日の第3回学生支援部会で審議予定。</p>	特になし
-------	--------	------	-------------------------	-----------	--	------

15-28	全学自己点検・評価委員会	2015	各種方針の修正、自己点検・評価チェックリストの内容更新、新たな部会の設置などをワーキンググループを設置して検討し、全学的内部質保証システムの改善を図る。	達成見込み	<p>ワーキンググループの検討事項である①各種方針の修正については、基準 6、7 は部会にて検討後、その他の基準と字句統一の範囲にて調整を行う予定（年度末に達成見込み）。②自己点検・評価チェックリストの内容更新については自己点検・評価に参加する部局を追加すること、事務局にてチェック可能な項目の選定およびその表現の仕方等について検討を行い、2016 年度より適用する案を作成した。</p> <p>③新たな部会の設置については基準 8 社会連携・社会貢献に設置すること、④長所を発見、成長させる仕組みについては部会報告書、部局委員会報告書それぞれに特長のある取り組み等について自由記述できる欄を追加し、把握できる仕組みとするよう提案することとした。</p> <p>これらについて第 5、6 回全学自己点検・評価委員会にて附議し、達成見込みの予定。</p>	自己点検・評価チェックリストの内容更新については、取り組みの適切性を問う設問の一部について、その価値基準を本学として明確にしていけるよう今後もさらに検討が必要であり、引き続き全学的内部質保証システム自体を改善していく必要がある。
-------	--------------	------	--	-------	--	--